

<p>府大教ニュース</p> <p>・就業規則の届出と労働条件について 団体交渉申し入れ</p>	<p>2019. 9. 13 発行</p> <p>No. 762</p>	<p>府大教情宣部発行</p> <p>堺市中央区学園町1-1 大阪府立大学内</p> <p>TEL/FAX 072(257)8992 (直通) 072(252)1161 (内線2751)</p> <p>e-mail: fudaikyou@leto.eonet.ne.jp http:// www.fudaikyo.org</p>
---	--	---

承継されるべき就業規則の不利益変更を法人が提案

府大教は労基法 89 条(就業規則の届出)違反など

について、西澤理事長に団体交渉を申し入れ

大阪府大学教職員組合は、公立大学法人大阪府立大学が廃止され、公立大学法人大阪に教職員の労働契約並びに労働条件が承継されたことにより、公立大学法人大阪府立大学の勤務労働条件と教育研究環境の改善に向けて、これまで法人と就業規則および付属規程の協議を進めて来ましたが、労働基準法第 89 条に定められた就業規則の周知・届出もできておらず、両大学では旧法人の就業規則を準用して教職員の給与支払いなどを行っている状況です。

4 月 9 日に「就業規則および付属規程(案)」の提案を受けましたが、労使の協議が十分に行われないまま、6 月 24 日に法人は、「就業規則および付属規程(案)」を一部変更し、協議期間を 8 月末を目途とするとともに再提案しました。

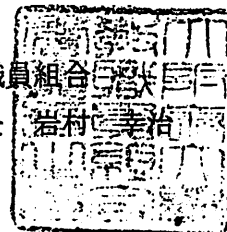
「就業規則および付属規程(案)」は、主に旧市大の就業規則を転用しているために府大を含む法人においては不備な点も多く、リーガルチェックも受けていないばかりか、これまでの労働条件が不利益変更されており、「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針(平成 28 年厚生労働省告示第 318 号)」の第 3 項「合併に当たって留意すべき事項」に示された「合併における権利義務の承継の性質は、いわゆる包括承継であるため、合併により消滅する会社等との間で締結している労働者の労働契約は、合併後存続する会社等又は合併により設立される会社等に包括的に承継されるものであること。このため、労働契約の内容である労働条件についても、そのまま維持されるものであること。」を遵守しない不当なものです。

更には、法人はシステムが移行する 3 年後に市大の地域手当を 11%に引き下げ、給与規定を統一するとしていましたが、7 月に市大労働組合に対して、承継教員(旧市大教員)については、退職まで旧市大法人の給与規定を適用することを提案するなど、法人の「就業規則および付属規程(案)」は不誠実なものとなっています。このような状況の下で、法人との「就業規則および付属規程(案)」の労使協議は依然として進展せず不調であり、組合は労使関係の基本に関する労働協約及び団体交渉に関する附属協約第 5 条に基づき、団体交渉を申し入れました。

2019. 9. 4

公立大学法人大阪
理事長 西澤 良記 様

大阪府大学教職員組合
中央執行委員長



団体交渉の申し入れ

大阪府大学教職員組合は、公立大学法人大阪府立大学が廃止され、公立大学法人大阪に教職員の労働契約並びに労働条件が承継されたことにより、公立大学法人大阪大阪府立大学の勤務労働条件と教育研究環境の改善に向けて、貴法人と就業規則および付属規程の協議を進めて来ました。2019年3月27日に提示を受け、4月9日に提案を受けた就業規則および付属規程については協議が十分になされないまま、2019年6月24日に貴法人は協議期間を8月末を目途としたいとするとともに、就業規則および付属規程を一部変更し、再提案しました。しかしながら、9月を迎え、貴法人との就業規則および付属規程の協議は依然として進展せず、不調であることから、下記の要求事項について、労使関係の基本に関する労働協約及び団体交渉に関する附属協約第5条に基づき、団体交渉を申し入れます

要求事項

1. 労働基準法第89条に違反している就業規則の届出については、合併における労働者の労働契約並びに労働条件は包括承継に当たることから、合併により消滅した公立大学法人大阪府立大学の労働条件をそのまま維持し、公立大学法人大阪府立大学における就業規則および付属規程を公立大学法人大阪大阪府立大学の教職員の就業規則として速やかに労働基準監督署に届出するとともに、周知することを要求する。
2. 公立大学法人大阪における大阪府立大学と大阪市立大学の教職員の賃金、その他の労働条件の差別的取扱については、労働基準法第3条を遵守し、すべからく不利益な変更をすることなく均等とするよう要求する。

付いては、至急に日程調整の手続きを願います。なお、団体交渉には交渉事項について貴法人を代表する理事長の出席を求めます。